

原議保存期間5年 (令和13年3月31日まで)
----------------------------

分類番号	B510
------	------

沖生保第2511号  
令和7年9月12日

各警察署長 殿

警察本部長

不発弾等の取扱いについて（通達）

発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の取扱いについては、「不発弾等の取扱いについて（通達）」（令和2年4月28日付け沖生保第1565号。以下「旧通達」という。）に基づき、県民の安全確保を最優先とした各種対応に努めているところであるが、県内では現在も多数の不発弾等が発見されている状況であり、引き続き適切に処理する必要がある。

よって、今後は下記のとおり運用することとしたので、事務手続上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達をもって廃止する。

記

## 1 不発弾等の範囲

### (1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの。

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等。

ただし、直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。

ウ その他陸上自衛隊の方面総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

### (2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物。

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの。

ウ その他海上自衛隊の地方総監が上記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの。

## 2 事前対策

当県では現在も多数の不発弾等が日常的に発見されているが、発見しても直ちに通報しなかったり、自宅に持ち帰る等の危険な取扱いが散見されることから、次の点に留意すること。

- (1) 地域住民、学校等に対し不発弾等の危険性、留意点等について、十分な広報を行うこと。
- (2) 不発弾等が頻繁に発見される地域を管轄する警察署にあつては、関係機関、団体等に働きかけを行い、連絡会議を開催するなど、緊密な連携による諸対策の推進に努めること。

### 3 警戒措置等

- (1) 通報等により不発弾等を認知した場合には、危険区域であることを明示した看板、縄張り等の応急的な立入禁止等の警戒措置のほか、不発弾等の種類、数量、状態、付近住民の居住状況等から、危害防止のための警戒等の措置が必要と判断されるときは、他の関係部門、自治体等と連携し、住民の避難、立入禁止及び通行の禁止又は制限等の措置を迅速かつ確実に実施すること。
- (2) 発見された不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないことが明らかであるときは、当該不発弾等の盗難等の防止のため一時保管等の必要な措置を講じること。
- (3) 自衛隊による不発弾等の処理に際し、警備責任者たる陸上自衛隊の方面総監又は海上自衛隊の地方総監（以下「方面総監等」という。）から危害防止上必要とする住民の避難、通行の禁止又は制限その他の警戒措置について要請を受けた場合は、所要の措置を講じること。
- (4) 自衛隊が不発弾等の処理を完了するまでの間、警察署が公共の安全のため必要な警戒措置をとる上において、自衛隊による技術援助を必要とするときは、警察本部長から方面総監等に対し、技術支援の要請を行う。

### 4 自衛隊への処理要請

- (1) 自衛隊に対して不発弾等の処理を要請する場合は、生活保安課又は本部当直から自衛隊に対し、不発弾等の種類、数量、状態及びその所在地並びに付近の状況等の参考事項を付して行うこと。
- (2) (1)の要請を実施するに当たっては電話により事前通報を行い、その後、生活保安課から文書による要請を行うこと。

### 5 その他

- (1) 不発弾等の状態や発見現場の状況等から、社会的反響が予想される場合や、特に迅速な処理を要すると認められるものについては、生活保安課に即報すること。
- (2) 具体的な不発弾等の取扱い要領については、別添1「沖縄県警察が行う不発弾等の処理要領」に沿って実施すること。
- (3) 自衛隊に不発弾の緊急回収を要請する際は、別添2「不発弾緊急回収事前通報メモ」に必要事項を記載し、生活保安課又は本部当直にメールで送付すること。
- (4) 不発弾発見時の状況等については、別添「不発弾等発見報告書」で生活保安課に報告すること。

担当	生活保安課指導係	警電	3172
標準文書ファイル名		文書ファイル名	
生活経済一般（5年年度）		生活経済一般（5年年度）	